



座間市 令和5年度 市民相談の概要

総合政策部市民広聴課

市では、皆さんの生活上の悩みや問題の解決の一助として、法律相談を始めとした様々な市民相談の窓口を開設しています。ここでは、市民広聴課で実施した令和5年度の相談実績について、各種データに基づきその概要をお知らせします。

■市民相談の体制

様々なお困りごとや苦情などについて、直接、市民の方から声をお聞きし、解決へのお手伝いをするのが市民相談業務です。まず、市民広聴課でお話を伺った後に、市役所内の担当部署での対応ができるときはそちらへ取り次ぎし、また、法律や他の専門分野での相談がよいと判断する時は、専門家である弁護士、司法書士、行政書士、マンション管理士、税理士等による相談を案内しています。なお、消費生活関連の相談概要については、この報告書とは別に扱っています。

■市民相談の受付件数

令和5年度中の各種市民相談の利用状況は、下表のとおりです。

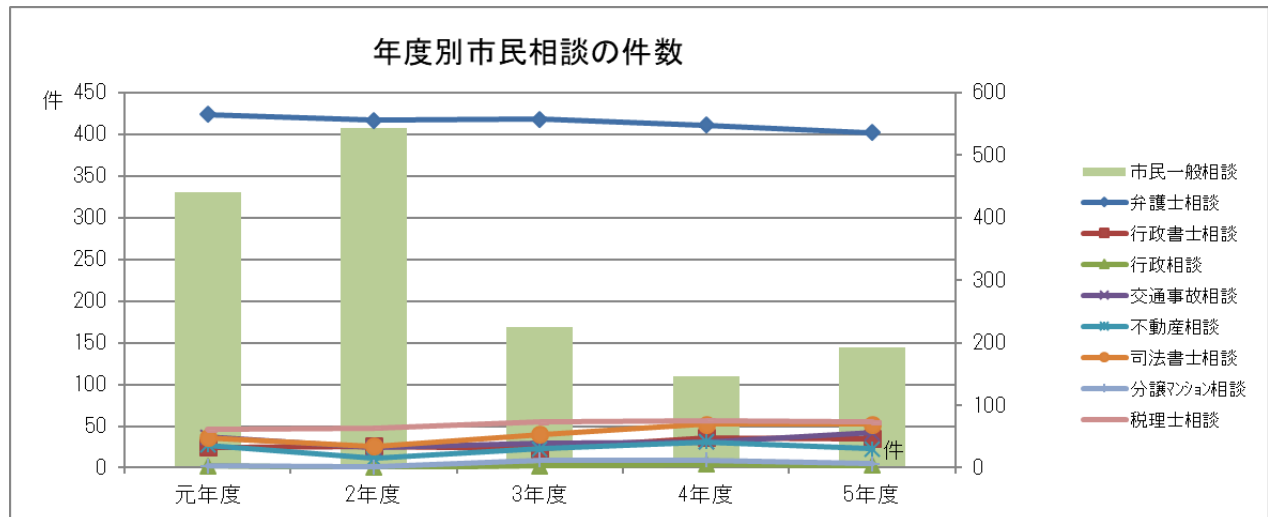
総相談件数は810件で前年度と比べ32件（4.1%）増加しています。

年度別各種相談受付件数

（単位：件）

相談の種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
弁護士相談	424	417	418	411	402
行政書士相談	25	26	23	36	35
行政相談	2	0	2	4	3
交通事故相談	37	24	30	31	42
不動産相談	27	11	23	31	23
司法書士相談	36	26	40	52	52
分譲マンション相談	2	1	9	9	5
税理士相談	46	48	55	57	55
市民一般相談	440	544	225	147	193
合 計	1,039	1,097	825	778	810

※右軸は市民一般相談件数を表示しています。



弁護士相談

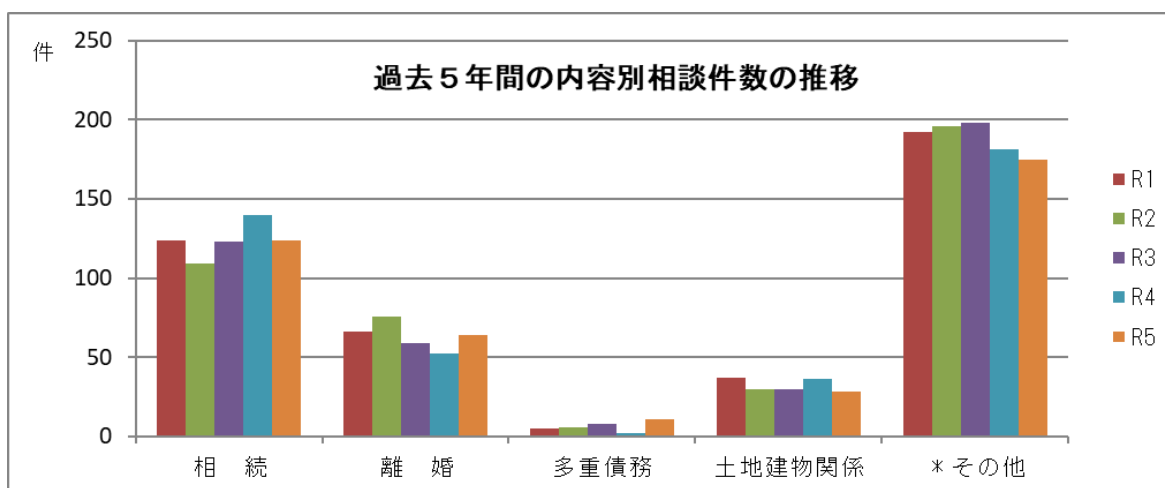
悩みごとや困りごとに対して法律的な判断・アドバイスを求める市民のため、弁護士相談を開設しています。この相談は昭和45年に開設し、平成13年度からは昼間お勤めの方にも利用いただけるよう、夜間の法律相談を開設し、相談体制の充実を図ってきました。平成23年度からは、昼間の開設日を月3回にし、より利用機会が増えるようにしました。なお、多くの市民に利用していただけるよう、相談時間は一人25分で、年間1回の制限を設けています。

年度別弁護士相談内容の内訳

(単位: 件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相 続	124	109	123	140	124
離 婚	66	76	59	52	64
多重債務	5	6	8	2	11
土地建物	37	30	30	36	28
* その他	192	196	198	181	175
合 計	424	417	418	411	402

* その他＝(示談、労働、民事一般、交通事故、保証人、契約、訴訟関係、金銭貸借、後見人等)



○年度別弁護士相談実施回数

11年度まで	月2回実施	毎月 第2木曜日午前 第4木曜日午後	各7人 年間168人対応
12年度～	月3回実施	毎月 第2木曜日午前 第3・4木曜日午後	各7人 年間252人対応
13年度～	月4回実施 夜間相談開始	毎月 第2・4火曜日夜間 第3・4木曜日午後	夜間各6人、午後各7人 年間312人対応
14年度～	月4回実施	毎月 第2・4火曜日夜間 第2・3水曜日夜間	夜間各6人、午後各7人 年間312人対応
17年度～	月5回実施	毎月 第2・3・4火曜日夜間 第2・3水曜日午後	夜間各6人、午後各7人 年間384人対応
23年度～	月6回実施	毎月 第2・3・4火曜日夜間 第2・3・4水曜日午後	夜間各6人、午後各7人 年間468人対応

令和5年度「弁護士相談」月別・昼夜間別相談内容の内訳

(単位：件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計	合計
多重債務	昼間	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	5	11
	夜間	0	0	0	0	2	2	0	0	1	0	1	0	6	
金銭貸借	昼間	0	0	2	2	1	2	1	1	0	0	0	0	9	15
	夜間	1	2	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	6	
離婚	昼間	1	1	2	3	3	3	2	2	4	2	4	3	30	64
	夜間	2	1	2	4	1	2	3	4	4	6	1	4	34	
相続	昼間	6	6	7	3	6	7	7	5	5	5	4	7	68	124
	夜間	4	5	6	4	5	6	7	2	0	4	7	6	56	
土地・建物	昼間	2	1	1	1	2	0	1	2	0	1	0	2	13	28
	夜間	3	1	4	1	2	0	1	0	2	0	0	1	15	
交通事故	昼間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	夜間	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	
相隣	昼間	2	1	1	2	0	1	2	0	3	0	1	0	13	17
	夜間	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0	0	0	4	
労働	昼間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	5
	夜間	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	4	
保証人	昼間	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1
	夜間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
医療	昼間	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	夜間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
訴訟	昼間	0	1	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	6	8
	夜間	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	
料金、費用の請求	昼間	1	0	0	0	2	0	0	2	1	1	1	0	8	17
	夜間	2	1	1	2	0	0	0	1	2	0	0	0	9	
その他	昼間	4	6	3	7	5	4	3	7	3	6	7	6	61	109
	夜間	3	5	3	3	4	5	4	5	4	2	5	5	48	
計	昼間	18	16	16	18	19	19	19	20	17	16	18	20	216	
	夜間	16	15	16	16	14	16	15	18	14	14	16	16	186	
	計	34	31	32	34	33	35	34	38	31	30	34	36	402	

□行政相談

国の業務に関する困りごと、意見等を行政相談委員が受け付け、関係機関との調整のほか、内容が複雑なものは神奈川行政評価事務所へ報告し、その内容を検討して関係機関に解決・改善するようあつせんしています。市役所での相談は、毎月第3木曜日です。令和5年度の相談件数は3件で、前年度に比べ1件減少しました。

□行政書士相談

遺言書作成等について相談される市民の方も多く、神奈川県行政書士会海老名・座間支部の協力により、平成13年度に行政書士相談を開設しました。当初は月1回の開設でしたが、この相談に対する市民の要望も多く、平成15年度から月2回としました。相談件数は、平成15年度から平成17年度まで年間130件程でしたが、平成18年度以降は減少し、令和元年度の相談件数は25件でした。この減少傾向から、令和2年度に月1回の開設に戻しました。相談は、毎月第2木曜日です。令和5年度の相談件数は35件で、前年度に比べ1件減少しました。主な相談内容は、遺言書に関することでした。

□交通事故相談

平成15年度に開設した交通事故相談は、平成22年5月で一旦終了し、平成24年度から再開しました。相談は、毎月第3火曜日です。現在は、公益財団法人交通事故相談センター神奈川支部の協力により実施しています。令和5年度の相談件数は42件で、前年度に比べ11件増加しました。主な相談内容は、示談交渉、損害保険に関することでした。

□税理士相談

所得税、相続税、贈与税等、税の相談に対応するため平成26年8月に税理士相談を開設しました。相談は1、2月を除く月の第4金曜日です。令和5年度の相談件数は55件で、前年度に比べて2件減少しました。主な相談内容は、相続税に関することでした。

□司法書士相談

登記、相続、多重債務等の相談に対応するため、平成19年度に司法書士相談を開設しました。令和元年度までは奇数月の開設としていましたが、相談希望が多くなり、令和2年度に年9回の開設としました。相談は4、6、12月を除く月の第3金曜日です。令和5年度の相談件数は52件で、前年度と同数でした。主な相談内容は、相続に関することでした。

□不動産相談

不動産取引や契約に関する相談として、公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会相模南支部の協力により、平成16年度に不動産相談を開設しました。相談は、毎月第4木曜日です。令和5年

度の相談件数は23件で、前年度に比べて8件減少しました。主な相談内容は、売買に関するものでした。

□分譲マンション相談

一般社団法人神奈川県マンション管理士会の協力により、平成20年8月に分譲マンション相談を開設しました。相談は、毎月第2金曜日です。令和5年度の相談件数は5件で、前年度に比べて4件減少しました。主な相談内容は管理組合に関するものでした。

□市民一般相談

市民広聴課では、電話による相談や、窓口に来庁された市民の方の相談に対応しています。市民相談員を含む職員が内容を聞き取り、内容により弁護士等の専門的な相談へ繋げます。専門相談に繋がず、市民相談として記録している内容の内訳は次表のとおりです。

令和5年度「市民一般相談」月別相談内容の内訳

(単位：件)

相談内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
離婚	0	0	0	0	0	0	1	2	1	1	0	0	5
家庭・生活	0	2	3	2	0	4	1	2	1	1	1	0	17
消費生活	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
借金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
相続	3	3	0	2	6	8	5	6	2	6	5	5	51
土地・建物	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
近隣苦情	1	3	3	3	1	3	1	1	1	0	1	2	20
動物・植物	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
人間関係	0	1	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0	5
その他	7	9	13	9	6	9	4	10	6	3	7	7	90
計	11	19	19	17	16	26	12	22	11	11	15	14	193

(問い合わせ先) 総合政策部市民広聴課 電話 046-252-8218